

慶生会 ゆったりデイサービス豊南

「指定(介護予防)認知症対応型通所介護」重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています。
(豊中市指定 第 2794001095 号)

当事業所は、ご契約者に対して指定(介護予防)認知症対応型通所介護サービスを提供します。

事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通りご説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

◆◆目次◆◆

1. 事業者	1
2. 事業所の概要	2
3. 事業実施地域及び営業時間	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当事業所が提供するサービスと利用料金	3
6. 身元引受人について	8
7. 秘密保持と個人情報の保護	8
8. 事故発生時の対応	7
9. 緊急時等における対応方法	7
10. 苦情の受付について	7
11. 高齢者の虐待防止について	8
12. 天災及び悪天候時の営業及び臨時休業	8

1. 事業者

- | | |
|-----------|----------------------|
| (1) 法人名 | 社会福祉法人 慶生会 |
| (2) 法人所在地 | 大阪府大阪市生野区巽東4丁目11番10号 |
| (3) 電話番号 | 06-6758-0088 |
| (4) 代表者氏名 | 理事長 永井 正史 |
| (5) 設立年月 | 昭和61年3月25日 |

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定（介護予防）認知症対応型通所介護事業所
令和 4 年 3 月 1 日指定
豊中市指定 第 27794001095 号
※当事業所は地域密着型複合施設 清浄苑に併設されています。
- (2) 事業所の目的 慶生会ゆったりデイサービス豊南は、介護保険法令に従い、ご契約者がその有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とし、通所介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 慶生会 ゆったりデイサービス豊南
- (4) 事業所の所在地 大阪府豊中市豊南町東2丁目10-1
- (5) 電話番号 06-6335-0296
- (6) 事業所長(管理者)氏名 松下 明世
- (7) 当事業所の運営方針 法人の綱領である「和敬・愛語・感謝」を精神的支柱として人と和を重んじ人間の良き関係を求めて社会福祉事業に邁進し役割を果たす。地域においては、他施設や保健・医療機関など関連施設との連携を強化しその中心的役割を担い、地域福祉の向上に努める。
- (8) 開設年月 令和4年 3 月
- (9) 利用定員 12人（認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護）

3. 事業実施地域及び営業時間

- (1) 通常の事業の実施地域 豊中市
- (2) 営業日及び営業時間

営業日	月～金、祝日も含む
休業日	土、日 12/31、1/1～1/3
受付時間	月～金 8:30～17:00
サービス提供時間	月～金 9:00～16:30
時間延長サービス	なし

4. 職員の配置状況

当事業所では、ご契約者に対して指定通所介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	現員 (常勤換算)	指定基準
1. 事業所長 (管理者)	1名	1名
2. 介護職員	4名	4名
3. 生活相談員	1名	1名
4. 機能訓練指導員	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当事業所における常勤職員の所定勤務時間数（例：週 37.5 時間）で除した数です。
（例）週 8 時間勤務の介護職員が 5 名いる場合、常勤換算では、1 名（8 時間× 5 名÷40 時間=1 名）となります。

〈主な職種の勤務体制〉

職種	勤務体制
1. 介護職員	勤務時間 8：30～17：00 勤務時間 9：00～17：30
2. 機能訓練指導員	勤務時間 8：30～17：00 ※週に 1 度上記時間内の 1 時間 ☆原則として 1 名の看護師が勤務します。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第 4 条参照）

以下のサービスの利用料金については、自己負担割合に応じて介護保険から給付されません。

☆加算対象サービスについては、ご利用者の選択性となります。利用するサービスの種類や実施日、実施内容等については、居宅サービス計画に沿い、事業所と利用者で協議した上で通所介護計画に定めます。

①食事（但し、食材料費は別途いただきます。

- ・ 食事の準備、介助を行います。
- ・ 当事業所では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮したお食事を提供します。
- ・ ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間） 12：00～13：00

②入浴

- ・ 入浴又は清拭を行います。個浴を使用して入浴することができます。

③排泄

- ・ ご契約者の身体能力・状況に応じた、排泄介助を行います。

④日常生活動作訓練

- ・ 介護職員及び機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

⑤送迎

- ・ ご自宅と施設間の送り迎えを致します。

<サービス利用料金（1回あたり）>（契約書第6条参照）

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額（自己負担額：利用料金の一割又は二割又は三割）をお支払い下さい。

●共通サービス計算例

【提供時間3～4時間】

ご利用者の要介護度	1. 基準利用料金	2. ご負担額【1割負担】	3. ご負担額【2割負担】	4. ご負担額【3割負担】
要介護1（単位）	5234円(491)	524円	1047円	1571円
要介護2（単位）	5767円(541)	577円	1154円	1731円
要介護3（単位）	6278円(589)	628円	1256円	1884円
要介護4（単位）	6811円(639)	682円	1363円	2044円
要介護5（単位）	7334円(688)	734円	1467円	2201円

【提供時間4～5時間】

ご利用者の要介護度	1. 基準利用料金	2. ご負担額【1割負担】	3. ご負担額【2割負担】	4. ご負担額【3割負担】
要介護1（単位）	5489円(515)	549円	1098円	1647円
要介護2（単位）	6033円(566)	604円	1207円	1810円
要介護3（単位）	6587円(618)	659円	1318円	1977円
要介護4（単位）	7131円(669)	714円	1427円	2140円
要介護5（単位）	7675円(720)	768円	1535円	2303円

【提供時間 5～6 時間】

ご利用者の要介護度	1. 基準利用料金	2. ご負担額【1割負担】	3. ご負担額【2割負担】	4. ご負担額【3割負担】
要介護1（単位）	8218 円 (771)	822 円	1644 円	2466 円
要介護2（単位）	9103 円 (854)	911 円	1821 円	2731 円
要介護3（単位）	9977 円 (936)	998 円	1996 円	2994 円
要介護4（単位）	10830 円 (1016)	1083 円	2166 円	3249 円
要介護5（単位）	11715 円 (1099)	1172 円	2343 円	3515 円

【提供時間 6～7 時間】

ご利用者の要介護度	1. 基準利用料金	2. ご負担額【1割負担】	3. ご負担額【2割負担】	4. ご負担額【3割負担】
要介護1（単位）	8421 円 (790)	843 円	1685 円	2527 円
要介護2（単位）	9338 円 (876)	934 円	1868 円	2802 円
要介護3（単位）	10233 円 (960)	1024 円	2047 円	3070 円
要介護4（単位）	11107 円 (1042)	1111 円	2222 円	3333 円
要介護5（単位）	12013 円 (1127)	1202 円	2403 円	3604 円

【提供時間 7～8 時間】

ご利用者の要介護度	1. 基準利用料金	2. ご負担額【1割負担】	3. ご負担額【2割負担】	4. ご負担額【3割負担】
要介護1（単位）	9530 円 (894)	953 円	1906 円	2859 円
要介護2（単位）	10542 円 (989)	1055 円	2109 円	3163 円
要介護3（単位）	11576 円 (1086)	1158 円	2316 円	3473 円
要介護4（単位）	12610 円 (1183)	1261 円	2522 円	3783 円
要介護5（単位）	13623 円 (1278)	1363 円	2725 円	4087 円

●加算対象サービス

加算対象サービス	1. 基準利用料金	2. ご負担額【1割負担】	3. ご負担額【2割負担】	4. ご負担額【3割負担】
入浴介助加算 I	426 円	43 円	86 円	128 円
サービス提供体制強化加算 II	191 円	19 円	38 円	57 円
科学的介護推進体制加算	426 円	43 円	86 円	128 円
若年性認知症受入加算	639 円	64 円	128 円	192 円
介護職員等処遇改善加算 I	月額総単位数の 1000 分の 181 に相当する単位数 × 10.66 円 × 10%			

・ サービス提供時間や入浴の有無などで料金は変化致します。

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を

行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ご契約者に提供する食事の材料に係る費用は別途いただきます。(下記(2)①参照)

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス (契約書第5条、第6条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①食事の提供料金 (食費)

ご契約者に提供する食事にかかる費用です。

料金：1回あたり650円

②喫茶代

コーヒーや紅茶、お菓子を楽しんでいただくための費用です。

料金：1回あたり50円

③教養娯楽費代

調理、絵画、脳トレ、創作等のクラブ活動にかかる材料費としての費用です。

料金：1ヶ月あたり100円

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

(例) おむつ代：アテントタイプ	120円	フラットタイプ	80円
安心パンツ (Mサイズ)	170円	リハビリパンツ	150円
安心パンツ (Lサイズ)	180円	尿取りパッド	30円 など

*この他に連絡帳、写真代などがありますが、その都度ご説明いたします。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合変更の内容と変更する事由について、事前にご説明します。

☆1か月当りのお支払い額 (利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合) とその他の費用の合計) の目安 お支払い額の目安 _____円/1ヵ月

※ ここに記載した金額は、この見積もりによる概算のものです。実際のお支払いは、サービス内容の組み合わせ、ご利用状況などにより変動します。

なお、サービス内容の見積もりについては、確認ができれば、別途利用金表の活用も可能です。

※ この見積もりの有効期限は、説明の日から1ヵ月以内とします。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第6条参照)

前記(1)、(2)の料金・費用は、一ヶ月ごとに計算し、当月ご利用最終日にご請求致しますので、翌月初回ご利用時に現金でお支払い下さい。

尚、金融機関口座(ゆうちょ銀行)をお持ちの方は、口座からの引き落としが可能です。

(※詳細に関しては下記の内容をご確認下さい。)

<p>① 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日までに利用者あてへお届け(又は郵送)します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 利用者指定口座からの自動振替 【ゆうちょ銀行、その他金融機関】 ※引落日： 翌月27日 但し、引落日が土日、祝祭日の場合は、翌営業日となります。 (手数料) 三菱UFJ銀行：55円 その他銀行(ゆうちょ)：110円</p> <p>(イ) 現金支払い</p> <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

(4) 利用の中止、変更、追加 (契約書第7条参照)

○利用予定日の前に、ご契約者の都合により、通所介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者へ申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場

合、取消料として下記の料金をお支払いいただきます。但しご契約者の急激な体調変化等、正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに 申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに 申し出がなかった場合	650円（食費分）

○サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議します。

6. 身元引受人について（契約書第 20 条参照）

- 一 身元引受人は、本契約に基づく契約者の事業者に対する一切の責務につき、契約者と連帯してその履行の責任を負います。
- 二 事業者は、契約者が入院を必要とする場合ならびに本契約が終了した場合、身元引受人にその旨連絡するものとします。
- 三 契約者は、社会通念上、身元引受人を立てることが出来ないと認められる理由がある場合には、これを立てないことができます。
- 四 事業者は、身元引受人から希望がある場合には、利用料金の変更、通所介護サービス計画の変更などがあった時には、これを引受人にお知らせします。

7. 秘密保持と個人情報の保護

- 一 事業者及び退職者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じます。
- 二 サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

8. 事故発生時の対応

- 一 ご利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 二 ご利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかにすることとします。
ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められる場合には、ご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

9. 緊急時の対応方法及び連絡先

事業者は指定（介護予防）認知症対応型通所介護の提供を行っている時に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます。

10. 苦情の受付について（契約書第 21 条参照）

（1）当事業所における苦情の受付

当事業所における苦情やご相談は施設内事務所にて受け付けます。

【苦情受付窓口】 （担当者）松下 明世

【受付時間】 月曜日～金曜日 9：00～17：00

【受付電話番号】 06-6335-0296

※また、苦情受付ボックスを事業所内に設置しています。

（2）行政機関その他苦情受付機関

豊中市福祉部 長寿社会政策課	所在地 豊中市桜塚3-1-1 電話番号 06-6858-2838 FAX 06-6858-3146 受付時間 9：00～17：30
国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5417 受付時間 9:00～17:00

11. 高齢者の虐待防止に関する項目

事業者は、ご利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- （1）研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努めます。
- （2）個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- （3）従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。
- （4）本事業所は、利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、利用者に対し隔離、身体拘束、薬剤投与その他の方法により利用者の行動を制限しないものとする。尚、緊急やむを得ない場合は、本人若しくは身元引受人に説明を行い、必ず書面にて同意を得るものとする。

12. 身体拘束について

事業所は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶ事が考えられる時は、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることに留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性…直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性…身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止する事が出来ない場合に限りします。
- (3) 一時性…利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

13. 天災及び悪天候時の営業及び臨時休業

警報発令に関しては休業とはなりません。危険と判断した場合は臨時休業、若しくはは営業中にサービスを中止する場合があります。

- (1) 前日若しくは当日に契約者への連絡を行い、利用の有無の確認を実施します。
- (2) 請求については当日の実績分を請求するものとします。
- (3) 公共機関などがストップし、何らかの理由で職員が出勤できない場合は休業する場合があります。

14. 非常災害対策に関する対応

- (1) 本事業所は、防火管理についての責任者を定め、非常災害に関する防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。
- (2) 本事業所は、その運営にあたっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行ない、地域との交流を深めます。

15. 第三者による評価の実施状況

実施状況	1. あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	1 あり 2 なし

	2.	なし	
--	----	----	--

16. サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録は、完結の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

令和 年 月 日

私は、指定（介護予防）認知症対応型通所介護サービスの提供の開始に際し、本書面に
基づき重要事項の説明を行いました。

慶生会 ゆったりデイサービス豊南

説明者職名 氏名 松下 明世 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの
説明を受けました。

利用者住所

氏名 印

（代筆有の場合 氏名： ）

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの
説明を受けました。

契約者住所

氏名 印

続柄

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定通所介護サービスの
説明を受けました。

身元引受人住所

氏名 印

続柄

※この重要事項説明書は、厚生省令第37号（平成11年3月31日）第8条の規定に基づき、
利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。

<重要事項説明書付属文書>

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上 6 階 の内の 1F 部分
- (2) 建物の延べ床面積 266.44 m²
- (3) 事業所の周辺環境 * 日当たり良好、前に公園がある。阪急線・バスも 15 分圏内にあり、交通便が良い。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

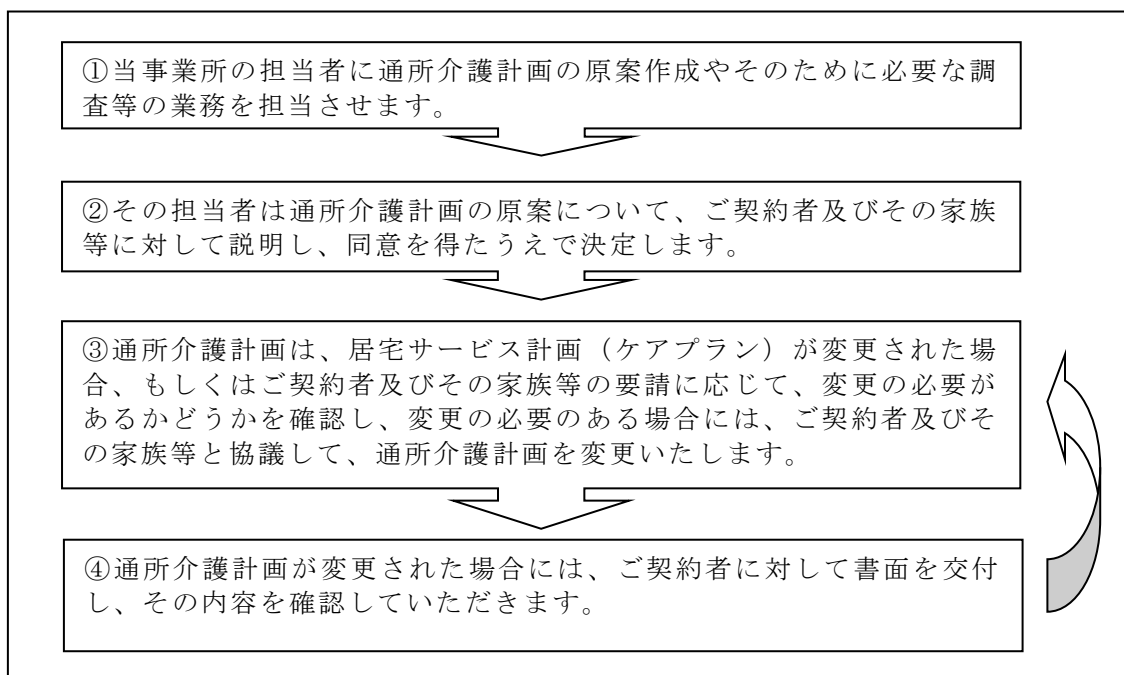
介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。
6名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

機能訓練指導員…日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行います。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

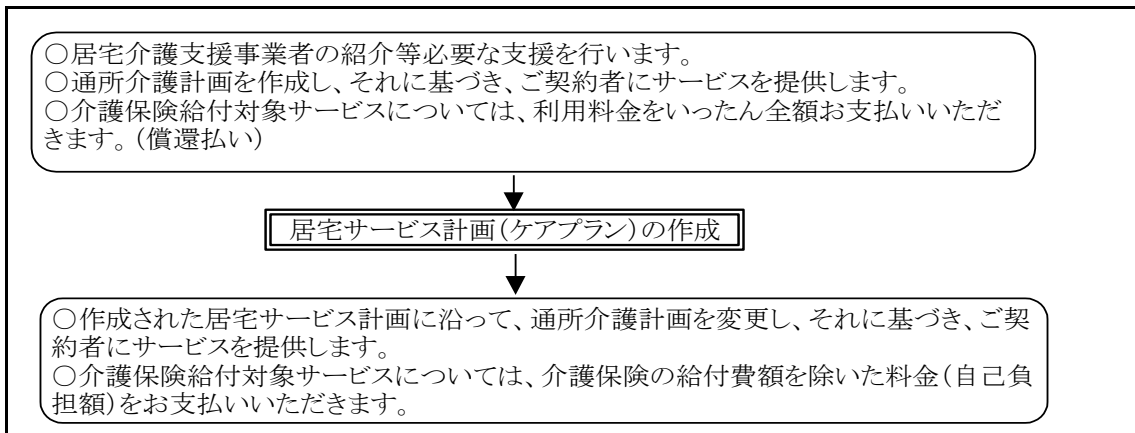
3. 契約締結からサービス提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「居宅サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「通所介護計画」に定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。（契約書第3条参照）

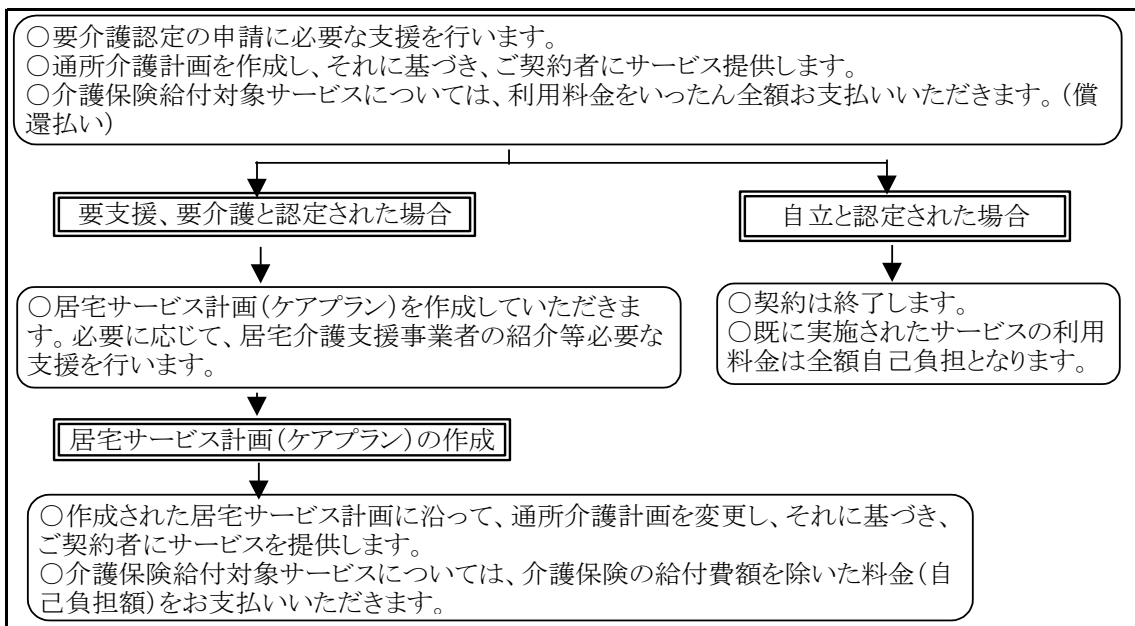


2) ご契約者に係る「居宅サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

①要介護認定を受けている場合



②要介護認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第9条、第10条参照）

当事業所では、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
 - ① 契約者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ご契約者又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ④ご契約者へのサービス提供時において、ご契約者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合には、速やかに主治医への連絡を行う等必要な処置を講じます。

⑤事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)

ただし、ご契約者に緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。

また、ご契約者との契約の終了に伴う援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

(1) 施設・設備の使用上の注意(契約書第11条参照)

○施設、設備、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

6. 損害賠償について(契約書第12条、第13条参照)

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします

ただし、その損害の発生について、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. サービス利用をやめる場合(契約の終了について)

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。(契約書第15条参照)

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定によりご契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能に

なった場合

- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。）

(1) ご契約者からの解約・契約解除の申し出（契約書第16条、第17条参照）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出ください。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める通所介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出（契約書第18条参照）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助（契約書第15条参照）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

附 則

この規定は、令和6年12月から施行する。